久留米藩今村の潜伏キリシタンの発覚と信仰生活

安高 啓明 方 圓

中文要約【中文概要】

隐藏在久留米藩今村的基督徒的发现和他们的信仰生活 1612年以来,江户幕府颁布了一连串的禁教政策来 禁止基督教。但是,基督教的信仰并没有在日本消失。 在日本的多个地方有一些信徒伪装成佛教徒来偷偷信 仰着基督教,隐藏在久留米今村的基督徒就是一个例 子。在幕府严厉的禁令下,他们为了不使自己的信仰 暴露,只能实行近亲结婚等一系列手段来隐藏自己。 然而,到了幕府末期,他们跟长崎浦上基督徒的交流 活动遭到了人们的怀疑,最后被迫接受调查。本篇论 文就是根据当时的调查书来考察久留米藩基督徒被发 现的经过以及他们的信仰生活。

はじめに

慶長17(1612)年以来、江戸幕府は一連の禁教政策を出し、絵踏による信者の捜索や、宗門改めなどを厳しく行っていた。しかし、キリスト教が根絶することはなく、東北・北陸から西九州に至るまで、秘密裏に信仰を守ってきた人々がおり、特に九州には潜伏キリシタンとも呼ばれる人々がいた。その一つの地域である久留米藩三原郡の今村は、福岡の潜伏キリシタンがいた地域として知られる。彼らは幕府の厳しいキリシタン禁制の下で、密かに200年以上の信仰を守っていた。ところが、幕末にキリシタン活動が露見したことによって、久留米藩から取り調べを受けることになる。本論文は、今村の潜伏キリシタンが見つかった経緯と彼らの信仰、そして生活形態を『邪宗門一件口書帳』」から寸見していく。

1. 久留米藩と今村の概観

【久留米藩の概観】

本論に入る前に、久留米藩の概観についてみておきたい。『藩史大辞典』²によると、次のように書かれている。

久留米藩は、筑後国御井・御原の両郡、生葉・竹野・山本郡の上三郡、三瀦郡と上妻・下妻郡の大半を領有した、朱印高21万石の外様大藩である。

初代藩主有馬豊氏は、播磨国淡河の領主有馬則頼の次男として生まれ、初め豊臣秀吉の人質となったがやがて彼に仕え、文禄4年(1595)遠江国横須賀三万石を得た。秀吉没後は徳川家康に仕え、会津征伐から関ヶ原戦の功績によって丹波国福知山に三万石を加増され、慶長6年(1601)には父の遺領を継ぎ、計八万石の領主となった。大阪冬・夏の陣に出陣、元和6年(1620)には長年の功績によって、筑後国の北部八郡へ加増転封された。翌年春に入国した豊氏は、旧領主毛利秀包の居城趾を拠点と定め、地域を広めて久留米城を築いた。

キリシタンとの関係もあり、近年の発掘成果により明らかになってきている。十字紋軒平瓦の出土は、その代表例といえよう³。

【今村(太刀洗町)の概観】

『角川日本地名大辞典』 4や『太刀洗町史』 5などによれば、今村は太刀洗川と陣屋川に挟まれた平地に位置している。筑後御原郡のうちで、もともと柳川藩領(田中氏)であったが、元和6(1620)年に久留米藩領に編入されることになっている。

村高については、文献によって異なるが、「元禄国絵



【図1】 現在の今村地域の航空写真

図」に535石余、「在方諸覚書」に890石余、「天保郷帳」に543石余、「旧高旧領」に908石余と記している。

明治22(1889)年の戸数は129であり、人口は764人である。農業を中心とし、副業としては、櫨、藍、菜種などがあった。『太刀洗町史』によると、藍は、江戸時代から栽培されていた今村の基幹産業である。筑後川沿岸の畑地帯を主産地とし、なかでも三川、西原から北野町にかけての藍は、徳島県の阿波藍に匹敵するほど良質で評判が高かったという。菜種は明治以前から昭和の終戦まで、一貫して栽培された。

【図1】は現在の今村の航空図であり、丸囲の地点が今村の範囲になる。

以上、久留米藩および今村の概観を示したが、次 に今村のキリスト教信仰の起源についてみてみよ う。1552年キリシタン大名として名高い大友宗麟の 一族である一万田右馬助が、高橋城主高橋家を継ぎ 高橋三河守鑑種と名乗り着任したことに関係があると推定される⁶。なお、鑑種は筑前岩屋城に移ったが、筑後は大友氏の影響下にあり、その後の領主に毛利秀包、田中吉政が就くなど、キリシタンには良好な環境であった。しかし、島原・天草一揆をきっかけに、徳川幕府の禁教政策がさらに厳しくなると、状況は一変し今村でのキリシタン信仰に波及することになる。

しかし、幕末に、長崎の浦上村にいた潜伏キリシタンと交流が始まったことによって、今村潜伏キリシタンの活動は活発になってくる。そんななか、慶応3(1867)年には、キリシタン信仰が露見することになると、高橋大庄屋の下で取り調べが行われている。この時の調書などから、幕末期における今村の潜伏キリシタンの状況を明らかにすることができる。そこで、今村潜伏キリシタンに関連する事項をまとめると、次のような年表になる。

【表1】今村潜伏キリシタンに関する年表

文久2(1862)年	フランス出身のカトリック宣教師であるベルナール・プティジャン神父は横浜に上陸 し、翌年長崎に渡った。後にプティジャンは日仏通商条約にもとづいて、フランス人の ために教会(後の大浦天主堂)建築する許可を得る。		
慶応元(1865)年2月	長崎では大浦天主堂の献堂式が行われた。プティジャン神父は大浦天主堂の初代司教と なる。		
同3月	イザベリナ杉本ゆりはプティジャン神父に信仰の告白をする(=「信徒発見」)。その後彼らは信者の仲間を見つけ始め、後に、浦上村商人は藍染商売で御井郡西原村へ行った時、今村の潜伏キリシタンの存在を知るところとなる。		
慶応3(1867)年1月20日	浦上村の得三郎、作太郎、茂一、忠右衛門は今村へ行き、長崎での修行に勧誘する。		
同1~9月	この間、今村の平田弥吉は4回長崎へ行き、教理を勉強する。		
同7月	「浦上四番崩れ」が勃発。		
明治元(1868)年	今村でキリシタン信仰が露見して、閏4月に、今村キリシタンの中心人物である弥吉: 捕らえられ、7月に善一ほかキリシタンが捕らえられ、高橋大庄屋の下で取り調べがわれる。		
同11月	弥吉らは大庄屋預けとなり釈放される。		
明治6(1873)年	キリシタン制札撤去により、キリスト教が解禁される。		
明治12(1879)年	フランス人宣教師ジャン・マリー・コール神父がはじめて今村の信徒の司牧に着任し、 青木才八家の土蔵を教会代わりに使用する。後継のソーレ神父により、1881年に信徒達 が敬愛した殉教者ジョアン又右衛門の墓があったこの地に最初の木造教会を建造する。		
明治41(1908)年	本田保神父により現教会の建設が計画され、諸外国、特にドイツからの寄付、奉仕信徒達の労働により大正2(1913)年に完成をみる。		

【註】『浦上四番崩れ』、『邪宗門一件口書帳』、『今村教会堂 建築の調査 建築史的調査 報告書』より作成。

以上のように、今村におけるキリシタン史の概観をまとめると、今村の潜伏キリシタンは浦上村のキリシタンと関係する所が多いことがわかる。つまり、浦上村と連動しながら、今村のキリシタンたちは活動していたのである。幕府直轄領と私領という領域を越えて交流していたのである。当時のキリシタンたちの積極性も同時に知ることができる。これらを踏まえたうえで、今村の潜伏キリシタンの発覚から彼らの信仰生活を明らかにするために、『邪宗門一件口書帳』7から見出していきたい。

2. 浦上キリシタンの告白と四番崩れ

今村の潜伏キリシタンは幕末に、長崎の浦上キリシタンとの交流が始まった。今村の潜伏キリシタンを紹介する前に、浦上キリシタンの信徒告白と浦上四番崩れの概要にふれておきたい。

【浦上の概観】

浦上は中世紀には有馬氏の領で、天正16(1588)年、 豊臣秀吉は長崎と浦上村を没収して公領とし、江戸 時代に幕府領となる⁸。その後、慶長10(1605)年、 大村藩領長崎村の一部が幕府領となった。大村には 替地として、幕府領浦上のうち浦上木場村、浦上北 村、浦上西村、浦上家野村合計1609石が与えられた。 こうして、浦上は大村領浦上(浦上木場村、浦上北村、 浦上西村、浦上家野村)と幕府領浦上(浦上山里、浦 上淵村)に分かれる⁹。キリシタンの村として知られ るのは、幕府領浦上山里である。

浦上山里の状況については、『増補長崎略史』によると、旧高1598石余、戸数666・人口4918と書かれている¹⁰。また、高谷氏は山里掛の庄屋として、平野宿・馬込郷・里郷・中野郷・本原郷・家野郷の6郷を代々支配し、明治維新を迎えている¹¹。

【信徒発見】

慶応元(1865)年、長崎に外国人向けの大浦天主堂が完成し、2月に天主堂献堂式が行われた。建立まもなく、ここはフランス寺と呼ばれ、多くの見物客が招かれていたようである。同年3月に、浦上村の男女十数名がフランス寺見物にやってきた。すると、このなかの40歳か50歳ほどの婦人がプティジャン神父に近づき、「私共は神父様と同じ心であります」(宗旨が同じである)とささやき、自分たちがカトリック教徒であることを告白する。これは、いわゆる"信徒発見"とよばれるものである。(この女性の名は、イザベリナ杉本ゆりだったと言われている)。その後、彼らは信者を見つけはじめ、各地を訪れていった。

【浦上四番崩れ】

江戸中期から明治初期にかけて、浦上では四つのキリスト教徒への弾圧が行われた。それは寛政2 (1790)年の浦上一番崩れ、天保13 (1842)年の二番崩れ、安政6 (1859)年の三番崩れ、そして、四番崩れは慶応3 (1867)年~明治6 (1873)年の長期間にわたっている。特に四番崩れは最大で、3000人超の村人が名古屋西の十万石以上の諸藩に預けられた。この浦上四番崩れの契機となったのは、自葬事件である12。

慶応3(1867)年4月に浦上村本原郷の十数人の家では、死者があったとき、檀那寺にも庄屋にも届けないで自葬していた。このことを自葬事件と呼ぶ。また、同年4月18日に、本原郷中から檀那寺である聖徳寺と縁を切りたいという願いを庄屋高谷官十郎に申し入れ、幕府が江戸時代から一貫しておこなってきた寺請制度に抵抗する姿勢をみせた。このことは長崎奉行所公事方掛安藤弥之助にも提出されるところとなり、深刻な事態に発展した。

自葬事件や嘆願書提出をうけて、浦上キリシタン問題は表面化することになる。そして、同年7月14日の深夜、秘密の教会堂を幕吏が急襲したのを皮切りに、高木仙右衛門ら信徒ら68人が一斉に捕縛された。捕縛された信徒たちは激しい拷問を受けるとともに、改宗を求められた。翌日、事件を聞いたプロシア公使とフランス領事、さらにポルトガル公使、

アメリカ公使も長崎奉行に対し、人道に外れる行いであると即座に抗議を行った。9月21日には正式な抗議を申し入れたフランス公使レオン・ロッシュと将軍徳川慶喜は大坂城で面会し、事件についての話し合いの場がもたれたほどだった。

倒幕後、明治新政府が樹立したが、明治政府も引き続き浦上キリシタンに対して、厳しい弾圧を行っていた。明治元(1868)年5月17日に、明治政府は大阪で御前会議を開いて、浦上キリシタンの処罰を討議し、「信徒の流罪」を決定した。

これを受けて、浦上村のキリシタンたちは、各藩 に預けられることとなり、そこで教誨指導が行われ た。厳しい拷問に耐え切れず、命を落とす者もいる など苛酷を極めた。このような状況は、西欧諸国に も伝わっており、日本に対する不信感は高まること になった。

安政五ヶ国条約といった不平等条約の改正交渉で 遺欧された岩倉具視らは、キリスト教徒への待遇改 善を強く求められた。そこで、明治6(1873)年、日 本政府はキリスト教禁制の高札を撤去し、キリスト 教の信仰が認められた。そこで、浦上の信徒も釈放 され、浦上村に帰村したが、「配流」された者のうち、 562名(約5分の1)が命を落とした。生き残った信徒 たちは浦上村に帰って、明治12(1879)年に、今の浦 上教会が建てられている。浦上村の人々は、「流罪」 となってから帰村するまでの期間を"旅"と表現して いる¹³。

3. 幕末における今村キリシタンの修業生活

大浦天主堂での、信徒発見以降、浦上村のキリシタンたちは仲間を探しはじめる。そして浦上村の商人が藍染商売で御井郡西原村へ行った時、今村の潜伏キリシタンの存在を知るところとなる。これをうけて、慶応3(1867)年正月20日、浦上村の得三郎、作太郎、茂一、忠右衛門は今村へ行き、長崎へ修行に来るように誘った。そこで、今村の潜伏キリシタンの中心人物である弥吉は1年間に4度も長崎へ行き、教理を勉強しているということは、表1で示し

たとおりである。

『邪宗門一件口書帳』には、明治元(1868)年に今村でのキリシタン信仰が露見して、高橋大庄屋後藤十郎左衛門が久留米藩公事方から今村キリシタンの取調べを委任されて、その取調べの様子が記されている(『邪宗門一件口書帳』は原本はなく、写本)。そして、これは今村の北に位置する上高橋の老松神社宮司宮崎家に伝来し、国武氏の御教示により先代宮司が転写本を作ったと伝えられている。現在は、福岡県三井郡大刀洗町教育委員会に所蔵されており、今

村キシリタン信仰の姿や取り調べの状況を今日に伝えている。この史料の主な内容については、キリシタンの中心人物である弥吉を含めて、約129人の供述を記し、大庄屋の取り調べにより、全てのキリシタンが改心・転宗の決意を示したことが記されている。

また、『邪宗門一件口書帳』によると、今村潜伏キリシタンである弥吉は慶応3(1867)年に、長崎へ修業に行っている。そこで、長崎における彼の修業生活を示すと、以下の表のようになる。

【表2】弥吉の修行生活(慶応3年)

回 数	一度目	二度目	三度目	四度目
時間	正月22日~3月4日	3月7日~4月27日	8月24日~8月26日	9月7日~9月9日
同行者	浦上村:徳三郎、作太郎、茂一、忠右衛門	今村:善一、政右衛門 浦上村:作次郎	今村:藤平、善四郎、 喜助	今村:庄八、政右衛門、 善五郎、伊吉、卯次郎、 次吉、善一
長崎での活動	①浦上村の天主堂参り ②長崎唐寺参り③昼は 竹細工、夜は唐寺での 稽古④洗礼を受ける	①浦上村の天主堂参り ②長崎唐寺参り③徳三 郎から天主文三冊、絵 像一枚をもらう	①長崎唐寺で藤平、善四郎、喜助が洗礼を受ける ②稽古	①唐寺参り②天主文門 答③善一を除いて、す べての同行者が洗礼を 受ける
帰った後の 活動	①布教②「是迄有来」の 位牌を焼き捨てる③浦 上村徳三郎からもらっ た数珠を8人に与える	①天主文を新作に写させる②今村10人に天主文を教える		

【註】『邪宗門一件口書帳』より作成。記載は原本に従った。空欄は原本にみられなかったものである。

この表の中で記した長崎唐寺はすべて大浦天主堂 を指すものと推察される。この『邪宗門一件口書帳』 の中に長崎唐寺の風景について次のようにある。

翌日徳三郎共同道、長崎唐寺_江参り見候処、天 主堂_江御主ゼ、スキイ人之金像安置有之。パー テル院主ノ惣名本国フランス六人罷在、其内壱 人、和尚之様成人面会仕、宗法之唱言等相授、 唐米之飯にぶた之汁等為給。

これによると、唐寺の中には、イエス・キリストの像が安置されており、フランス人のパーテルら6人がいった。パーテルはラテン語で、神父の意味である。また、一人の和尚のような者から宗法の唱え言葉を教わり、唐米のご飯と豚汁で振舞われたとある。

次に、表にある浦上村の天主堂とは浦上村にあっ た秘密教会のことを指しているものと思われる。慶 応元(1865)年から三年間、浦上には四ヶ所の秘密教会が建てられていた。それらの秘密教会は本原郷字平の又市方のうしろ(聖マリア堂)、本原郷字辻の仙右衛門方裏(聖ヨゼフ堂)、中野郷笹山裏(聖フランシスコ・ザビエル堂)、家野郷字馬場の市三郎方裏(聖クララ堂)である。しかし、その四ヶ所の中で、浦上村の天主堂で一番可能性が高いのは中野郷笹山裏(聖フランシスコ・ザビエル堂)だと思われる。

中野郷の乙名に久五郎というキリシタンがおり、探索書にある「久五郎の居宅前に天主堂と唱えて藁ぶきの小家取建て、住家同様にて横四間、入り一丈に取建て此所に追々信仰の者ども寄合いいたし候よしに御座候」とあることがこれを裏付ける。1866年にこの秘密教会をロカイン神父は、聖フランシスコ・ザビエル堂と命名した。徳三郎とは、久五郎の

息子である14。

『邪宗門一件口書帳』の中にある「四人同伴浦上村 $_{11}$ 罷越、徳三郎 $_{11}$ 着、天主堂 $_{12}$ 参、同人 $_{11}$ 一宿仕」 の記述によると、今村のキリシタンが浦上の徳三郎 の家に着いた後、すぐ天主堂へ行き、また、徳三郎 の家に泊まっている。こうした行動から、この天主堂とは徳三郎の家の前にある「聖フランシスコ・ザビエル堂」だと推測できよう。

さらに、この表から、一度目と二度目の修業は滞在時間が長いものの、三度目と四度目は短期間となっている。それは、主な目的が同行者に洗礼を受けさせることにあり、滞在時間も長期間を要しなかったのである。その原因を考えてみると、二度目と三度目の修業の間に、浦上村では四番崩れが起こっており、長崎奉行所による取り締まりが厳しくなっていたためと思われる。しかし、彼らの信仰心は篤く、大浦天主堂への参詣をやめることはなかった。滞在期間は短縮されたものの、身の危険を顧みずに長崎へ訪れ、信仰、そして洗礼への強い思いを看取できる。

弥吉が一度目の修行から帰った後、「是迄有来の 位牌を焼き捨てる」と書かれており、以前から今村 の潜伏キリシタンたちの家には、祖先の位牌として 仏教位牌が祀ってあったことがわかる。つまり見た 目は仏教徒として、その実の部分はキリスト教を信 仰していたのである。そこで、パーテルから教示を うけて、これらの位牌を焼き捨てたのであった。こ の背景には幕府による寺請制度の強制力も弱まって いたことを受けての行動だった。

以上で述べたとおり、幕末に今村の潜伏キリシタンたちは、浦上村のキリシタンの誘いに応じて、長崎への修行生活が始まった。しかし、明治元(1868)年9月に、托鉢僧による密告で今村のキリシタンが露見し、久留米藩の牢屋に入れられた。また、上高橋の大庄屋に監禁されたものも含め、一時入牢者は270名にも及んだ。その後、大庄屋後藤十郎左衛門が久留米公事方から吟味と教諭を委任されて、弥吉ら129人を取り調べて、公事方に「申上覚」と関連文書を提出した。その写しが『邪宗門一件口書帳』として残っている。

『邪宗門一件口書帳』の中に、当時没収されたキリスト教に関連する器物と書物が詳しく記されており、それらをまとめると以下の表のようになる。

【表3】没収された器物

器物	個 数	器 物	個 数
丸金仏	9個	鈴様の物	1個
十字金仏	6個	授け文言	10枚
数珠	20連	書物	5∰
ケレント本	1冊	天主文	1冊
器物	1個	絵像	1枚

これらは、今村キリシタンたちの信仰の物的証拠として、久留米藩から没収されたものである。また、『邪宗門一件口書帳』の中に記されている「土中に埋置候数珠六つ」という文言があり、秘密裏に信仰するために、これらが土中に埋められ、隠していたこともわかる。久留米藩の捜査を目の当たりにし、今村のキリシタンたちは、慌てて信仰物を隠そうとしたのである。

取り調べをし、彼らの処分について、『邪宗門一件口書帳』の中には次のようにある。

今村

 新吉

 利一 政右衛門 庄八

 善四郎 卯次郎 喜助

 伊吉 藤平 次吉

右之者共御公事方様居込二御召込二相成居候処、別紙大庄屋殿より御吟味口書并内意書、品物取揚品付相添、御役方江十一月十九日差出二相成候処、鵜飼広登様御呼にて右之者共大庄屋御預ケ被仰付候。右二付、同日御下役野田市蔵殿より人柄御引渡二相成申候。

これによると、明治元(1868)年の11月に、中心人物である弥吉や利一など計10名は大庄屋預けとなった。捕えられた10名は、厳しい取り調べを受け、そのときの口書や取り上げられた品物などが久留米藩役所に提出された。そして、これをみた久留米藩役人である鵜飼広登が大庄屋預けと判断し、これを申し渡すとともに下役の野田市蔵が彼らの身柄を引き取っている経緯がわかる。これにより、今村のキリシタンの信仰が公的に確認され、処分の対象となったのである。

4. 久留米藩での絵踏

島原・天草一揆の後、幕府は厳しいキリシタン禁教政策を出した。これは全国的に伝えられ、久留米藩でも、絵踏などの宗門改めが徹底的に行われ、キリシタンにとっては、弾圧、そして迫害の時代を迎えた。『久留米市史』によると、寛文5(1665)年、寺院奉行新設、人別誓詞が開始され、貞享3(1686)年には、宗旨改踏絵誓詞が始まったとある¹⁵。

また、絵踏の開始については、『家訓記得集』(篠山神社蔵)の中に次のようにある。

有馬家中之武士、其家內男女仕人下婢等、寺社 家男女、城下町人、領中在郷男女、一家毎人別 名齡生国記之、二歳以上男女、邪宗門之絵令踏 之。十五歳以上、日本罰文、吉利支丹罰文二通 之誓紙黒判、血判。家中城下之町、毎年五月改 之、在郷六月改之。家中之士除血判也。毎月生 死増減記之、証文遣取、其月末於寺社奉行出之 也。今年初発。故大庄屋小庄屋町別当勤之而苦 労之也。

これによると、有馬家の武士及び其の家内の人々、 寺社の男女、城下町に住んでいる町人、領中の村人 等、全てを絵踏の対象としていることがわかる。年齢は二歳以上で、男女に邪宗門の絵を踏ませている。十五歳以上の人々は日本罰文と切支丹罰文二通が要り、印鑑と血判を押した。但し、武士は血判をしなくても良いとされた。城下町には毎年5月、村方は6月に行われていることがわかる。文中にある今年の初発とは寛文5(1665)年で、大庄屋・小庄屋は絵踏にあたり、大変苦労している様子が記されている。

さらに、久留米藩も長崎奉行所から踏絵を借用し、 絵踏を行っていた藩のひとつだった。文化13(1816) 年の長崎奉行所『公用日記』の中には、踏絵の返却に ついて、次のように記されている。

十二月二十六日

一、有馬玄番頭様ヨリ御使者にて歳暮之御祝儀左之通

(中略)

一、御同人様御使者御家老ヨリ御家老書状にて 当春御借用之踏絵壱枚御返却、受取書返書

12月26日に久留米藩からの使者が久留米藩家老より長崎奉行所の家老宛の手紙を持ってきた。その手紙は文化13(1816)年の春に借りた踏絵1枚をお返しするという内容であった。そして、使者が踏絵を返した後、借用した時に出した受取書を使者に返した。この記録から見ると、久留米藩はかなり長く踏絵を借りていたことがわかる。寛文5年の5月・6月の人別改めの日程は維持されたと思われるが、返却日に余裕が与えられている。また、久留米藩の踏絵の借用枚数は1枚だったことも看過できない¹⁶。

以上のように、今村の人々も久留米藩の管轄の下で、絵踏や宗門改めなどを厳しく実施してきた。しかし、彼らはキリスト教の信仰を捨てることなく、200年以上にわたって、密かにキリスト教を信仰していたのである。これをふまえて、潜伏時期における、今村の人々の信仰生活を見ていきたい。

5. 今村の潜伏キリシタンの信仰生活

今村では他地域と同じように、絵踏や寺請制度が おこなわれていた。こうした禁教下において、今村 の潜伏キリシタンの信仰はどのように守られていた のか。その実態に迫るために、【暦】、【宗法】、【縁 組】、【洗礼のやり方】から検証していく。

【曆】

『邪宗門一件口書帳』の中の弥吉の供述から、今村 のキリシタンたちの暦の存在を知ることができる。

辰十一月

御原郡 今村 弥吉

(中略)先ツ年々暦より冬至迄操出し、冬至より三日目を御主ゼゼスキリ人の誕生ニ付、餅等を搗、祝ひ相休ミ来居申候。惣而右三日目より七八五十六日ニ相当り候日、右ゼゾスキリ人の悲しみ節ニ入、夫より七七四十九日の間、難行中ニ付宗旨者は万事相慎、一体衣食ニ飽キ候様之義不相成、第一美味之四足二足等不喰、右四十九日終より日数七日を一回と定、先ヅ初日

より三日之間ハ諸肉を給候でも宜、四日目四足 二足を不喰、五日目食ス、六日目は又不喰、夫よ り八日目を初日と致し翌年之冬至迄之間は右に准し これによると、冬至からの3日目はイエス・キリ ストの誕生日とある。つまり、クリスマスを指して いる。この日に、餅などをつき、お祝いをしている ことがわかる。そして、クリスマスからの56日目は 悲しみ節に入り、ここの悲しみ節は四旬節を示して いる。悲しみ節は49日間が続き、この期間は、万事 を慎み、四足二足の食べ物などを口にしてはいけな い。悲しみ節が終わった後、七日を一週間と定め、 初日から三日、五日、七日はいろいろな肉を食べて は良いものの、四日と六日は四足二足の食べ物を口

当時、今村のキリシタンたちは厳しい弾圧の下で、 旧暦しか持っていなかった。この暦の正確性を検討 するために、1866年から1869年にかけての三年間を 例として、カトリック教会暦と比較してみると、以 下の表のようになった。

にしてはいけないと決められている。

【表4】今村潜伏キリシタンの暦と正確なカトリック教会暦の比較

	1866年(丙寅年)	1867年(丁卯年)	1868年(戊辰年)
	~ 1867年(丁卯年)	~ 1868年(戊辰年)	~ 1869年(已巳年)
冬至	1866年12月22日	1867年12月22日	1868年12月21日
	(11月16日)	(11月27日)	(11月8日)
キリスト誕生日	今村:	今村:	今村:
(クリスマス)	1866年12月25日(11月19日)	1867年12月25日(11月30日)	1868年12月24日(11月11日)
	カトリック:	カトリック:	カトリック:
	1866年12月25日	1867年12月25日	1868年12月25日
悲しみ節 (四旬節)	今村: 1867年2月19日(正月16日) ~ 1867年4月9日(3月5日)	今村: 1868年2月19日(正月26日) ~1868年4月9日(3月17日)	今村: 1869年2月18日(正月8日) ~1869年4月7日(2月26日)
	カトリック:	カトリック:	カトリック:
	1867年3月6日	1868年2月26日	1869年2月17日
	~ 1867年4月20日	~ 1868年4月11日	~ 1869年4月3日
復活祭	1867年4月21日(3月17日)	1868年4月12日(3月20日)	1869年4月4日(2月23日)

【註】: 括弧の前は西暦の日付で、括弧の中には旧暦の日付である。

表4をみると、クリスマスについて、1866年と 1867年に今村潜伏キリシタンが守った宗法は正確に クリスマスと一致しているが、1868には一日のズレ が生じている。実はこの三年間だけでなく、1800年 から1810年までの間、1803年と1807年を除いて、8 年間も冬至は西暦12月22日と一致している。厳しい 弾圧のもとで、教会暦もない状態の潜伏キリシタン にとって、この程度の誤差であったことは、驚くべ きことといえよう。

次に四旬節を見ておきたい。四旬節とは、復活祭の46日前(四旬とは40日のことであるが、日曜日を除いて40日を数えるので46日前からとなる)の水曜日(=「灰の水曜日」)から復活際の前日までの期間のことである。この表から見ると、四旬節について、今村潜伏キリシタンたちが守ったカレンダーは2週間ぐらいのズレがあった。更に、四旬節の期間は日曜日を除いて40日間のはずだが、今村潜伏キリシタンの悲しみ節は49日も続けていた。弥吉の供述の中では、復活祭については触れていないので、おそらく復活祭は失念されていたものと思われる。

【宗法】

暦のほかに、親から以下のようなことを教わって いることもわかる。

(前略)此宗法従来親子兄弟相果候でも忌等請不申、勿論魚類等は葬式之膳部ニ相用候でも不苦、右ゼゾウスマリヤ之咒文斗にて、外之神仏等拝礼不仕宗法ニ御座候。尤右行方之義決で他宗之者江口外不相成旨堅く親々より申伝置候。(後略)

この宗教を信仰する人々はお葬式の時、魚料理を 食べてもいいが、他の神仏などを参拝してはいけな い。また、キリスト教を信仰していることを他宗の 者に絶対話してはいけないと親から強く教わってい る。それは、江戸時代、禁教政策下にあったためで、 潜伏信仰の維持が口伝で保たれていたことを表して いるものといえよう。

【縁組】

キリスト教は当時邪宗教と見なされ、この信仰を外に漏らさないように、今村の村人は外村の人と結婚していなかった。それは、『邪宗門一件口書帳』の中にある「今村と申所切支丹末流の村柄にて外村より縁与等不致由及承罷在候」がこれを裏付ける。しかし、その例外もあったようで、次のことから伺える。

(前略)此儀、私女房柳川城下皮屋町より御原郡 三沢村一向宗光明寺江引越、同所より今村へ送 り来申候。然処念仏ニては助り不申、ゼゾヲス マリヤ様と相唱候ハ助り可申旨、女房江教参候

所(後略)

これは『邪宗門一件口書帳』の中に、新吉が白状した内容である。これによると、「新吉女房は柳川城下より三沢村一向宗光明寺へ引っ越し」とあり、元来仏教徒であることがわかる。また、他宗の女房に対して、新吉は「仏教の念仏を唱えても、助からなかったけど、ゼゾヲスマリヤ様と唱えたら、苦しい所から助けられる」と女房にキリスト教を勧めていることがわかる。

このように、他村の人と結婚した場合は、キリスト教に入信を勧めており、自分の仲間となるように努力していた様子がわかる。そうした中で、キリスト教に改宗する人も出てきたのだろう。

さらに、縁組について、『邪宗門一件口書帳』の中 には次のようにある。

(前略)右宗旨之端末を相営、且本郷枝村・菅野・徳次・友光・高樋、右五村之者共ハ今村・上高橋・小島村より養子女縁等にて、自然右宗旨之端末ヲ承及居候段申出候。(後略)

本郷枝村・菅野・徳次・友光・高樋、この五村の 者が今村・上高橋・小島村から養子・養女などをも らった場合は、自動的にキリスト教に入る可能性が 高かったことがわかる。信仰組織を維持するために、 縁組は効果的だったのである。

【洗礼のやり方】

この頃、キリスト教が邪宗門と見なされ、身を守るために、洗礼のやり方と唱え言葉も極めて秘密的なものであった。同じ『邪宗門一件口書帳』の中に、洗礼の伝承について、次のようにある。

村方古来より授ケと申役目只壱人二御座候で、 出生より三日目之小児江右授ケより咒文ヲ唱 へ、指二水ヲ付ケ小児之額江十文字ヲ三遍書キ 候儀極秘密之伝法候で、此役又八と申者相勤居 候処、去卯九月十日相果申候。右死ニ際ニ忠吉 と申者江口伝仕候由、此唱事、是迄右授ケ之外 壱人も存候者無御座候処

ここの「授け」とは洗礼の意味である。これによる と、昔から村の中で洗礼のやり方を知っている人は、 ただ一人であったことがわかる。出生三日目の小児 に、咒文を唱えながら、指に水を付けて小児の額に 十文字を三遍書くという洗礼のやり方は極めて秘密 の伝法だった。この役目を勤めていたのは又八とい う者であった。しかし、又八は去年(慶応3年)の9月 10日に亡くなったが、又八の死の際に忠吉に口伝で 洗礼のやり方を教えている。これまで、洗礼のやり 方は他の一人も知らなかったとあるように、まさに "秘密の作法"として、限られた信者間だけで伝えら れていたのである。

おわりに

今村の人々は、宗門改を受けながらもキリスト教の信仰を捨てることなく、江戸時代の200年以上にわたって、教えを守ってきた。絵踏や寺請制度といった、幕府の禁教政策の下でキリシタンであることを

漏らさないように、近親婚や極めて秘密的な洗礼の 伝承をしてきた。ここに、宗門改めをうけつつも信 仰を捨てない今村の潜伏キリシタンの"忍耐強さ"が 見ることができる。秘密裏に伝承するために「口伝」 により、後年にも伝えていくなど、努めて物証を残 さなかった。

こうしたなかでも、教会暦もある程度の正確性が 保たれ、潜伏信仰ゆえの組織力の強さも感じる。また、幕末に浦上村キリシタンとの交流や長崎への修 行により、潜伏からカトリックに復帰の道へと進ん でいった。そして、大正期に外国からの資金援助で 今のカトリック教会を建て、今日にも信仰を続けて いるのである。このように、私領における潜伏キリ シタンの信仰は幕末期に活発化したなかで露見した が、それまで独自の信仰を守っていたことがわかる。

参考文献

<史料>

『邪宗門一件口書帳』福岡県大刀洗町教育委員会

『家訓記得集』篠山神社

<研究書・論文>

木村礎他編『藩史大辞典』第7卷(雄山閣、1988年)

太刀洗町教育委員会『今村教会堂建築的調査建築史的調査報告書』(大刀 洗町教育委員会、2012年)

『角川日本地名大辞典』長崎県(角川書店、1987年)

海老沢有道「筑後御原郡今村の復活切支丹」(『キリシタン研究』第十八輯、 吉川弘文館 1978年)

太刀洗町郷士誌編纂委員会『太刀洗町史』(第一法規出版、1981年)

片岡弥吉『浦上四番崩れ』(筑摩書店、1963年)

久留米市史編纂委員会『久留米市史』第2巻(ぎょうせい、1982年)

片岡千鶴子『キリシタンの潜伏と信仰伝承』(長崎純心大学博物館、2012 年)

<註>

- 1 『邪宗門一件口書帳』(福岡県三井郡大刀洗町教育委員会所蔵)。
- 2 木村礎他編『藩史大辞典』 第7巻 九州編(雄山閣出版、1988年)。
- 3 安高啓明編『キリシタン考古学の世界』(西南学院大学博物館、2012 年)によれば、久留米城下の発掘状況が示されている。
- 4 『角川日本地名大辞典』福岡県(角川書店、1988年)。
- 5 太刀洗町郷土誌編纂委員会『太刀洗町史』(第一法規出版、1981年)。
- 5 『今村教会堂 建築的調査 建築史的調査 報告書』(大刀洗町教育 委員会、2012年)。
- 7 『邪宗門一件口書帳』(福岡県三井郡大刀洗町教育委員会所蔵)。
- 8 清水紘一『織豊政権とキリシタン』(岩田書院、2001年)によれば、長 崎収公過程が詳述され、天正十五年・十六年説の整理もみられる。
- 9 『角川地名大辞典』長崎県(角川書店、1987年)。
- 10 金井俊行編『増補長崎略史』(長崎市役所、1926年)。
- 11 『角川日本地名大辞典』長崎県(角川書店、1987年)。
- 12 片岡千鶴子『キリシタンの潜伏と信仰伝承』(長崎純心大学博物館、 2012年)。
- 13 浦川和三郎『浦上切支丹史』(全国図書房版、1943年) 368頁。
- 14 片岡弥吉『浦上四番崩れ』(筑摩書房、1963年) 61 ~ 62頁。
- 15 久留米市史編纂委員会『久留米市史』 第2巻(ぎょうせい、1982年)。
- 16 平戸藩・五嶋藩・大分藩・天草は、長崎奉行所から踏絵2枚の借用 を受けている(安高啓明編『南蛮の鼓動』西南学院大学博物館、2010 年など)。